

一般照明用の蛍光ランプ(蛍光灯)の製造・輸出入は 2027年(令和9年)までに廃止されます

水銀添加製品である「一般照明用の蛍光ランプ(蛍光管)※1」を、その種類に応じて2025年(令和7年)末から2027年(令和9年)末までに製造および輸出入を段階的に廃止することが、スイス・ジュネーブで開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国際会議(COP5)」において決定されました。

今後は期限以降の製造および輸出入が廃止されますが、廃止期限後においても在庫品の流通・販売や既存製品の継続使用は可能となっています。

一般照明用の蛍光ランプを使用している設備等について、計画的なLED化を進めるほか、引き続きこの蛍光ランプの使用が必要な場合には、在庫切れとなる前に必要数を調達するなどの対応が必要です。

※1 住宅、事務所、工場、店舗、作業現場、街路灯等で一般的に使用されている蛍光ランプ。

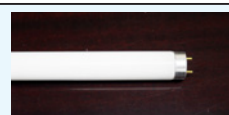
※2 直管蛍光ランプと環形蛍光ランプには、一般タイプの「ハロリン酸塩系」蛍光ランプとプレミアムタイプの「三波長系」蛍光ランプとの2種類があり、「ハロリン酸塩系」が2026年末、「三波長系」が2027年末に製造・輸出入が廃止されます。

廃止の時期【蛍光ランプの種類ごとに廃止時期が異なります】

直管蛍光ランプ

【廃止年月日】

2027年(令和9年)12月31日(※2)



環形蛍光ランプ

【廃止年月日】

2027年(令和9年)12月31日(※2)



コンパクト形蛍光ランプ

【廃止年月日】

2026年(令和8年)12月31日

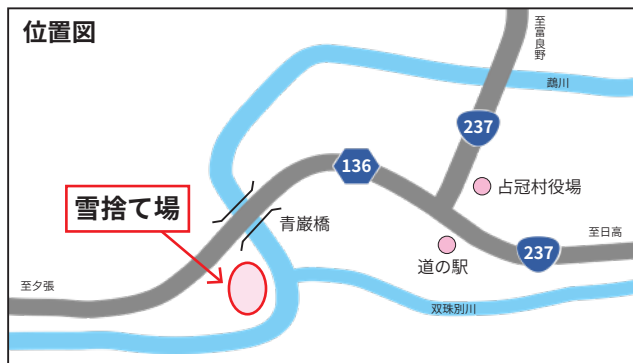


詳細は、環境省の「一般照明用の蛍光ランプに関する規制」でご確認ください。



雪捨て場の使用について

青巖橋左方(位置図参照)の雪捨て場は、冬期間に村が北海道から借用している土地ですので、雪捨て場の使用に際しては、役場建設課土木担当に使用申請を行っていただくようお願いします。



問 建設課土木担当 ☎ 56-2173

パブリックコメントの実施

下記についてパブリックコメント(意見公募)を実施します。皆さんからのご意見をお待ちしております。

ご意見の提出方法等は、村のホームページでご確認いただけます。

占冠村宿泊税の導入

持続ある観光施策の推進に係る財源を確保するため、「占冠村宿泊税」の導入を検討しています。

【募集期間】

令和6年12月18日～令和7年1月15日まで



占冠村犯罪被害者等支援条例の制定

犯罪被害者等を支援するため、支援に関する基本的事項について定めた条例です。

【募集期間】

令和7年1月6日～令和7年1月17日まで



広報からのお知らせ
各行事等では広報の取材・写真撮影をさせていただきます。
広報への掲載をご承諾いただけない場合は、その場でお申し出いただくか担当までご連絡ください。広報紙に関する情報・意見・要望もお待ちしております。



ご誕生おめでとう
ございます

字上トマム

HALVITI KANKANAMGE

ROMIYU ROMIKA くん

令和6年10月30日生



人口・世帯数(11月末住民基本台帳登録数)

人口 男 女 世帯数
1,469人(+85) 747人(+50) 722人(+35) 1,054(+85)
《うち外国人の人数 457人》

中 央	占 冠	双珠別	トマム	出 生	死 亡	転 入	転 出
632人	72人	41人	724人	1人	0人	128人	38人



広報しむくっぱは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO2削減事業ならびに東北経済復興を応援しています。

発行/占冠村 編集/企画商工課 印刷/(株)総北海

☎ 079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央 ☎ 0167-56-2124 FAX 0167-56-2184

占冠村ではホームページを開設しています。アドレス <https://www.vill.shimukappu.lg.jp>